平成14年(行ケ)第520号 特許取消決定取消請求事件(平成16年5月31日口頭弁論終結)

判 株式会社日阪製作所 訴訟代理人弁理士 江原省吾 田中秀佳 同 白石吉之 同 城村邦彦 同 熊野剛 同 山根広昭 同 告 特許庁長官 被 今井康夫 指定代理人 櫻井康平 橋本康重 同 同 高木進 同 涌井幸 文

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由

第1 請求

特許庁が異議2001-72536号事件について平成14年8月22日に した決定を取り消す。

第2 当事者間に争いのない事実

1 特許庁における手続の経緯

原告は、名称を「プレート式熱交換器用ガスケット」とする特許第3146298号発明(平成5年3月29日特許出願〔以下「本件特許出願」という。〕、平成13年1月12日設定登録。以下、その特許を「本件特許」という。)の特許権者である。

本件特許につき特許異議の申立てがされ、異議2001-72536号事件として特許庁に係属したところ、原告は、平成14年4月15日付け訂正請求書により、願書に添付した明細書の特許請求の範囲等の訂正(以下「本件訂正」といい、本件訂正に係る明細書を「本件明細書」という。)を請求した。

特許庁は、上記特許異議の申立てについて審理した上、平成14年8月22日、「訂正を認める。特許第3146298号の請求項1ないし3に係る特許を取り消す。」との決定をし、その謄本は、同年9月11日、原告に送達された。

2 本件明細書の特許請求の範囲記載の発明の要旨

【請求項1】伝熱面の四隅に流体通路孔を設けた伝熱プレートの周縁部のガスケット溝に装着固定され,

伝熱面と、上記四隅の流体通路孔のうち伝熱面と連通される一側縁両端隅部の2つの流体通路孔をシールするガスケット本体部と、上記ガスケット本体部に含まれない2つの流体通路孔をそれぞれシールする通路孔ガスケット部とを備え、

ガスケット本体部と通路孔ガスケット部とで2重シール部を形成し、

ガスケット本体部の長手方向直線シール部と上記2重シール部を構成するガスケット本体部の通路孔側シール部とを所定の交差角で一体に接合したプレート式 熱交換器用ガスケットにおいて,

ガスケット本体部の長手方向直線シール部と通路孔側シール部との流体流路内側での交差角を140度以上とし、かつ、

ガスケット本体部の通路孔側シール部を、通路孔側に屈曲した少なくとも一つの屈曲点を有する複数の直線部で形成したことを特徴とするプレート式熱交換器用ガスケット。

【請求項2】伝熱面の四隅に流体通路孔を設けた伝熱プレートの周縁部のガスケット溝に装着固定され,

伝熱面と、上記四隅の流体通路孔のうち伝熱面と連通される一側縁両端隅部の2つの流体通路孔をシールするガスケット本体部と、上記ガスケット本体部に含まれない2つの流体通路孔をそれぞれシールする通路孔ガスケット部とを備え、

ガスケット本体部と通路孔ガスケット部とで2重シール部を形成し、

ガスケット本体部の長手方向直線シール部と上記2重シール部を構成するガスケット本体部の通路孔側シール部とを所定の交差角で一体に接合したプレート式

熱交換器用ガスケットにおいて,

ガスケット本体部の長手方向直線シール部と通路孔側シール部との流体流路 内側での交差角を140度以上とし、かつ、

ガスケット本体部の通路孔側シール部を,直線部と伝熱面側に曲率中心を有 する曲線部とで構成し、上記直線部もしくは曲線部のいずれか一方をガスケット本 体部の長手方向直線シール部に一体に接合したことを特徴とするプレート式熱交換 器用ガスケット。

【請求項3】伝熱面の四隅に流体通路孔を設けた伝熱プレートの周縁部のガス

の2つの流体通路孔をシールするガスケット本体部と、上記ガスケット本体部に含 まれない2つの流体通路孔をそれぞれシールする通路孔ガスケット部とを備え、

ガスケット本体部と通路孔ガスケット部とで2重シール部を形成し

ガスケット本体部の長手方向直線シール部と上記2重シール部を構成するガ スケット本体部の通路孔側シール部とを所定の交差角で一体に接合したプレート式 熱交換器用ガスケットにおいて

ガスケット本体部の長手方向直線シール部と通路孔側シール部との流体流路 内側での交差角を140度以上とし、かつ

ガスケット本体部の通路孔側シール部を伝熱面側に曲率中心を有する曲線形 状としたことを特徴とするプレート式熱交換器用ガスケット。

(以下,上記【請求項1】~【請求項3】記載の発明を「本件発明1」~「本 件発明3」という。)

決定の理由

決定は,別添決定謄本写し記載のとおり,本件発明1~3は,いずれも本件 特許出願前に頒布された刊行物である特開昭56-34095号公報(審判刊行物 1・本訴甲7,以下「刊行物1」という。), FOOD ENGINEERING, March, 1962 (昭和 37年4月17日国立国会図書館受入)の広告頁SUPERPLATE HEAT EXCHANGERSに示 されたEXCLUSIVE KNOB-TYPE PLATE (左下図) (審判刊行物2・本訴甲8, 以下「刊行物2」という。)及びCHERRY-BURRELL CORPORATIONのパンフレットBulletin G-621, A COMPLETE LINE OF CHERRY-BURRELL EQUIPMENT FOR THE FOOD INDUSTRYの3 真SUPERPLATE INDUSTRY'S MOST ADVANCED PLATE EXCHANGERの右上図 Exclusive"Knob-Type"Plates (審判刊行物3・本訴甲9,以下「刊行物3」とい う。)に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたもの 特許法29条2項の規定により特許を受けることができないものであっ て,本件特許は,拒絶の査定をしなければならない特許出願に対してされたもので あるから、特許法等の一部を改正する法律(平成6年法律第116号)附則14条 の規定に基づく、特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(平成7年政令第205号)4条2項の規定により、取り消すべきものとした。 原告主張の決定取消事由

決定は、本件発明1と刊行物1記載の発明(以下「刊行物1発明」とい との相違点についての判断を誤り(取消事由1),本件発明1の顕著な作用 効果を看過し(取消事由2),同様の理由により本件発明2,3の進歩性の判断を 別来で有過し、取得事出之人、同様の一間により、「一般の一点」 誤った(取消事由3)ものであるから、違法として取り消されるべきである。 1 取消事由1 (本件発明1と刊行物1発明との相違点についての判断の誤り)

(1) 決定は、本件発明1と刊行物1発明との一致点として、「伝熱面側の四隅に流体通路孔を設けた伝熱プレートの周縁部のガスケット溝に装着固定され、伝熱 面と、上記四隅の流体通路孔のうち伝熱面と連通される一側縁両端隅部の2つの流 体通路孔をシールするガスケット本体部と、上記ガスケット本体部に含まれない2 つの流体通路孔をそれぞれシールする通路孔ガスケット部とを備え、ガスケット本 体部と通路孔ガスケット部とで2重シール部を形成し、ガスケット本体部の長手方 向直線シール部と上記2重シール部を構成するガスケット本体部の通路孔側シール 部とを所定の交差角で一体に接合したプレート式熱交換器用ガスケットにおいて、ガスケット本体部の長手方向直線シール部と通路側シール部との流体通路内側での 交差角を所定角とし、かつ、ガスケット本体部の通路孔側シール部を、通路孔側に 屈曲した少なくとも一つの屈曲点を有する複数の直線部で形成したことを特徴とす るプレート式熱交換器用ガスケット」(決定謄本8頁最終段落~9頁第1段落)で ある点を、相違点として、「前記交差角(注、ガスケット本体部の長手方向直線シ ール部と通路側シール部との流体通路内側での交差角〔以下「交差角」とい

う。〕)の所定角が、本件発明1は、『140度以上とし』ているのに対して、上記刊行物1(注、甲7)のFIG.3に記載されたものは、鈍角(実測値で約133度)であることは明らかであるが角度の明示はない点」(同9頁第2段落、以下「相違点イ」という。)を認定した上、相違点イに係る構成について、刊行物1記載のプレート式熱交換器に、刊行物2、3(甲8、9)記載のガスケットの交差部の構造を適用すれば、当業者が容易に想到することができると判断したが、誤りである。

プレート式熱交換器には、プレートの対向位置に流体通路孔が形成された タイプ(以下「対向位置タイプ」という。)と、プレートの一側縁両端隅部に流体 通路孔が形成されたタイプ(以下「一側縁両端隅部タイプ」という。)があるとこ ろ、刊行物2、3記載のプレート式熱交換器は、対向位置タイプのものであり、 のタイプのものには、伝熱面の流れが均一になりスケールの付着の問題は考慮しな くても良いという特性があるから、スケール付着の問題に対して、交差角の下限が 140度にはならない。すなわち、対向位置タイプでは、スケール付着の問題に対 して、交差角の臨界的な意義のある角度は、140度を大幅に下回ることは自明で 刊行物2、3に示された交差角の値(約160度)は、スケール付着の問題 に対して臨界的意義の有る値ではなく、スケール付着の問題に対して臨界的意義の ある設計としてされたものではない。したがって、対向位置タイプのプレート式熱 交換器のガスケットの交差角を、一側縁両端隅部タイプのプレート式熱交換器のガ スケットの交差角に適用することは、当業者が通常行う設計変更とはいえない。本 件発明1の相違点イに係る構成に想到するためには、ガスケット本体部の長手方向 直線シール部と通路側シール部との流体通路内側の交差部(以下「交差部」とい う。)でのスケールの付着という問題の認識、交差角を140度以上にすることに よりスケール付着の問題を解決することができるという臨界的意義に対する認識及び交差角を140度以上にすることによる伝熱面積収率の減少という不利益はスケ ール付着の問題解決という利益により補って余りあるという認識、以上三つの認識 が必要であるが、これらの本件発明1の契機となる事項は、決定が引用する刊行物 には記載されていない。

また、技術の転用の容易性は、ある技術分野に属する当業者が技術開発を行うに当たり、技術的観点からみて類似する他の技術分野に属する技術を転用することを容易に着想できるか否かの観点から判断されるべきであり、このような認定 判断は当業者の立場で技術常識を考慮して判断されなければならないというべきで ある。これを本件についてみると,技術の転用の容易性を検討する上で,刊行物 。 3 (甲8, 9) 記載のプレート式熱交換器のガスケットの交差角について, 差部にスケールが全く溜まることがなく、交差部での流体の滞留を防止できるとい う作用効果のあることが前提になっていなければならない。しかしながら、刊行物 2、3には、上記作用効果について、開示も示唆もなく、当業者の立場で技術常識 を考慮してもそのような効果を予測できるものでもない。また、原告作成の「プレート式熱交換器のプレートをモデル化した図」(甲11、以下「甲11図」とい う。) 及び昭和43年11月30日朝倉書店発行「熱交換器」125頁(甲14, 以下「甲14刊行物」という。)に示すように、一側縁両端隅部タイプのプレート 式熱交換器と対向位置タイプのプレート式熱交換器とでは、プレート間に形成され た流路を流れる流体の流れの形態が異なり、交差部での流体の滞留のしやすさが異 なるのであり、これは技術常識である。すなわち、刊行物2、3記載の対向位置タ イプのプレート式熱交換器のガスケットの交差角を,一側縁両端隅部タイプのプレ ート式熱交換器のガスケットの交差角に適用しても,両タイプにおいて交差部での 流体の滞留の程度が異なることは、当業者に容易に理解される。それにもかかわら 決定は、刊行物2、3について、上記観点から、当業者がスケールが全く溜ま らないという作用効果を認識し得たか否かを全く検討しないまま、技術の転用の容 易性を肯定した点において、誤りである。

2 取消事由2 (本件発明1の顕著な作用効果の看過)

(1) 決定は、「本件発明1についての効果は、前記交差角の数値について臨界的な意義があるわけではないから、上記刊行物1乃至3(注、甲7~9)に記載された構成から当業者が予測し得る程度のものである」(決定謄本10頁下から第2段落)と認定判断したが、誤りである。

(2) 本件発明1に係るガスケットにおいて、交差角140度以上とした効果は、本件明細書(甲6添付)の段落【0022】記載のとおり、「ガスケット本体部の通路孔側シール部と長手方向直線シール部との交差部の近傍部等における流体

- 3 取消事由3 (本件発明2, 3の進歩性の判断の誤り)
- 上記のとおり、決定の本件発明1についての進歩性の判断は誤りであるから、同様の理由により、本件発明2、3についての進歩性の判断も誤りである。 第4 被告の反論
- 決定の認定判断に誤りはなく、原告主張の取消事由はいずれも理由がない。 1 取消事由1(本件発明1と刊行物1発明との相違点についての判断の誤り) について

刊行物1~3(甲7~9)には、交差角の値、交差部のスケール付着及び交差部の角度を改変する動機付けについて、直接的に言及した記載はないが、刊行物1記載のプレート型熱交換器に交差角があることは図面から明らかであり、決定は、そのFig. 3の図示に基づいて、交差角を「鈍角(実測値で約133度)である」(決定謄本9頁第2段落)と認定したように、140度に近い鈍角の交差角が関示されていると認められる

が開示されていると認められる。 また、原告主張に係る交差部のスケールの付着は、本件明細書(甲6添付) に記載がない。本件明細書に、「交差部(12)の近傍部(16)等にスケールが 溜まり、あるいは流体が濃縮されたりし」(段落【0005】)、「両シール部の 交差部の近傍における流体の流れが良好となり、流体が滞留したりするのを確実に 防止することができる」(段落【OO11】)、「交差部の近傍部等における流体 の流れが良好となり、上記近傍部等に流体が滞留するのを確実に防止することがで きる。したがって、伝熱面上にスケールが溜まったり、あるいは流体が濃縮された 題があることは、実願昭54-53591号(実開昭55-153493号)のマ イクロフィルム(乙1、以下「乙1刊行物」という。)及び特開平2-25429 0号公報(乙2,以下「乙2公報」という。)に開示されるように、本件特許出願 当時に周知であり、交差部では、よりスケールが付着(滞留)しやすいという問題があり、これを防止するという課題があることは、当業者には自明であったし、これを解決するために、流れの方向の変化が少なくなるように、交差角をより大きく して180度に近付ければよいことも、当業者には技術常識であったと認められ る。そうすると、刊行物1に、140度に近い鈍角の交差角が開示されているので あるから、この交差角を「140度以上」とすることは、刊行物2、3に記載され た事項に基づいて、当業者が容易に想到できたものというべきである。

た事頃に基づいて、ヨ未旬が台勿に応封してたらのこと。 そして、実願昭56-30634号(実開昭56-140786号)のマイクロフィルム(乙3、以下「乙3刊行物」という。)に開示されるように、ガスケットのある周辺部ほどガスケットとの接触により流体抵抗が大きく、流速が遅くなり、その結果、ガスケットにスケールが付着(滞留)しやすくなることは明らかであるから、プレート式熱交換器においては、一側縁両端隅部タイプであれ、対向位置タイプであれ、スケールの付着の問題があることに変わりはない。したがって、仮に、原告が主張するように流路距離の違いに基づいて、上記両タイプのプレート式熱交換器間に、スケールの付着の程度に違いが生じるとしても、そのことは、両 タイプのプレート式熱交換器の発明を組み合わせることを妨げる阻害要因とはならない。上記両タイプのプレート式熱交換器は、プレート式熱交換器という共通する技術分野に属するものであり、かつ、交差部のスケールの付着(滞留)が、仮に程度の差はあっても、共通の課題であると認められる以上、対向位置タイプのプレート式熱交換器に用いられているガスケットの構造を、一側縁両端隅部タイプのプレート式熱交換器に適用することは、当業者が容易に想到できたことというべきである。

2 取消事由2(本件発明1の顕著な作用効果の看過)について

また、一般に、ガスケットの交差角を180度に向けてより大きくすることにより流れの抵抗がより小さくなって流れの滞留がなくなることは、技術常識である。そして、乙1刊行物及び乙2公報によれば、プレート式熱交換器において、プレート伝熱面へスケールが付着するという問題点があることは、本件特許出願前から当業者に周知の課題であったことが認められ、乙1刊行物及び乙2公報自体に、プレート伝熱面の交差部にスケールが付着しやすいことの明示の記載がなくても、プレート伝熱面の交差部では、流れの抵抗が大きくなって流れの滞留が発生しやすいという技術常識を考慮すれば、そこにスケールがより付着しやすくなることは、当業者に自明な技術的事項である。

- 3 取消事由3(本件発明2,3の進歩性の判断の誤り)について 上記のとおり、決定の本件発明1についての進歩性の判断に誤りはないから、その誤りを前提とする原告の取消事由3の主張は理由がない。 第5 当裁判所の判断
- 1 取消事由 1 (本件発明 1 と刊行物 1 発明との相違点についての判断の誤り) について
- (1) 原告は、本件発明1と刊行物1発明との相違点イ、すなわち、「前記交差角(注、交差角)の所定角が、本件発明1は、『140度以上としまで、いるの所定角が、本件発明1は、『140度以上としまで、いるの所定角が、本件発明1は、『140度以上ものは、所有の所定角が、本件発明1は、『140度以上ものは、所有の所定角が、本件発明1は、『140度以上ものは、所有のでは、「一方では、「一方である」が、「一方である」が、「一方である」が、「一方である」が、「一方である」が、「一方である」が、「一方である」が、「一方である」が、「一方である」が、「一方である」が、「一方である」が、「一方である」が、「一方である」が、「一方である」が、「一方である」が、「一方である」が、「一方である」が、「一方では、「一方である」が、「一方では、」」では、「一方で

プレート式熱交換器は、プレート間に形成された流路を流れる流体の流れの形態が異なり、交差部での流体の滞留のしやすさが異なるのであり、これは技術常識であることを挙げる。

(2) そこで、検討すると、甲14刊行物には、伝熱プレートに関して、 の入口、出口は図5.26(a)に示したごとく、対角線上にとる場合(diagonal port plate)と、図5.26(b)のごとく同じ側につける場合(side port plate)がある。それぞれの形状によりチャンネル内を流れる流体の流動形態が異なる」と記載され、プレート式熱交換器において、対向位置タイプと一側縁部両端隅部タイプとでは、流体の流動形態が異なることが指摘されているが、上記図5.2 6 (a) と同(b) では、交差角は、ほぼ同様のものとして図示されている。ま た、昭和39年2月10日朝倉書店発行「乳業機械」206頁~215頁(甲1 8, 以下「甲18刊行物」という。)には、「(4)プレート式熱交換器(plate heat exchanger)・・・APV社(イギリス)が1923年に最初のパラフロー 型 (Paraflow) プレート熱交換器を開発して以来急速な発展をとげ、非常に多くのものが製作されている。プレート式に共通している点は、伝熱面は $0.6 \sim 1.5$ mmの薄いステンレス鋼板に溝型プレス加工された波形プレート (corrugated plate) を $4 \sim 7$ mm程度の間隔 (プレートピッチ) でいく枚も重ね合わせ、 1枚お きに高温液と低温的を薄い層状に流し、きわめて効果的に熱交換を行なうこ きる。プレートにはその周囲に特殊の耐熱,耐酸,耐アルカリ性のラバーガスケッ トが耐圧構造にガスケット溝に付けられている。またプレートの端に製品および伝 熱媒の4つの通路孔が開いている。たがいに対角線上にある2つの孔(APV パ ラブロープレートなど図7.20)もしくは同じ側にある2つの孔(Alfa Laval プレートなど図7.19)がプレートガスケットで伝熱面に通じ他の2つの孔は独立 のガスケットでプレート主体のガスケットとは離されている。各プレートは重ね合わせ締め付けられることにより、流体の漏洩を止め密閉通路を形成する。・・・ 2)プレートの形状 プレートは次項で述べるように各製造メーカーにより各種の 形状のものが開発され製作されているが、いずれもプレートにはつぎのような理由 にもとづき波型溝(corrugated trough)などのいろいろな形状のプレス加工を施し てある。・・・①流れに高速流動の激しい乱流(渦流)をおこし、熱伝達をよくする。・・・②伝熱面積を増加する。③溝型状などのプレス加工により、リブ(rib)がつけられるため強度を増す・・・④各プレートの間隔を等間隔に保つ」と記載され、乙1刊行物には、「従来、プレート式熱交換器を使用して、牛乳、豆乳等の名 ンパク質を含んだ液を、蒸気及びその他の加熱源により加熱、殺菌等を行なう場合 被加熱伝熱面にスケールが析出し」(1頁最終段落)と記載され、乙2公報には、 「加熱殺菌を、プレート式熱交換器を使用して行う場合、・・・プレートにスケー ルが付着する等の問題がある」(1頁左下欄最終段落~右下欄第1段落)と記載され、乙3刊行物には、「第2図(注、「従来のプレートに於ける流体分布説明図」 7頁『図面の簡単な説明』の欄〕)に示すように流体(m) (n) はプレート (1) の中央部に集中するかのように多く、即ち速く流れ、両側周辺部に近付くほ ど少く、即ち遅く流れるといった傾向にあった」(2頁第2段落)と記載されてい

大きく1、000~5、000 kcal/m²・hr・ $^\circ$ Cの値を示す。たとえば、代表的なAPV社パラフロー型では25mm外径の管状熱交換器に対し、同一の平均温度差、平均流速に対し、同一面積で約3~4倍以上の伝熱を行なうことができる。プレート式熱交換器としてさらに重要な条件は、とくに加熱器、殺菌機の場合に各プレート間を製品が均一にひろがって流れ、プレート面上を流れる流体分子の通過時間ができるだけ均一なことで、このことはいわゆる保持効率(holding efficiency) η H [%] として測定されている。

最小通過時間

保持効率 η H = - × 100 [%] (7.21)

平均通過時間

上記技術常識及び甲18刊行物の上記記載によれば、本件特許出願当時、 乳業用のプレート式熱交換器において流速の遅い部分でスケールが発生すること も、当業者がよく認識していたことと認められるから、交差部でスケールが付ある (滞留) しやすいことは、自明のことというべきであり、また、ガスケットのの接触により流体抵抗が大きく、流速が遅くなある。 果、ガスケットにスケールが付着(滞留)しやすくなることは明らかである。 そずると、プレート式熱交換器においては、当業者は、一側縁両端隅部タイプであれ、同様にスケールの付着の問題があると認識しているのが相当であるところ、プレート式熱交換器において、対向位置タイプであれ、同じ技術分野に属するもので移り、対してより、 と一側縁部両端隅部タイプとは、同じ技術分野に属するもので程度の差があったとし、 と一側縁部のスケールの付着(滞留)が、両タイプで程度の差があったとし、 と一側線であると認められる以上、両タイプ間で構成の転用を想起する しても、共通の困難性及び阻害要因が存在するものとは認められない。

- しても、共通の課題であると認められる以上、両タイプ間で構成の転用を想起することに、格別の困難性及び阻害要因が存在するものとは認められない。 (3)以上によれば、相違点イに係る構成について、刊行物 1 記載のプレート式熱交換器に、刊行物 2、3(甲8、9)記載のガスケットの交差部の構造を適用すれば、当業者が容易に想到することができるとした決定の判断に誤りはなく、原告主張の取消事由 1 は理由がない。
 - 2 取消事由2(本件発明1の顕著な作用効果の看過)について
- (1) 原告は、本件発明1に係るガスケットにおいて、交差角140度以上とした効果は、食品用途で交差部の近傍部等に付着したスケールをCIP洗浄で完全かつ確実に除去でき、近傍部等に流体が滞留するのを防止できるという点において、臨界的意義を有するから、「本件発明1についての効果は、前記交差角の数値について臨界的な意義があるわけではないから、上記刊行物1乃至3(注、甲7~9)に記載された構成から当業者が予測し得る程度のものである」(決定謄本10頁下から第2段落)とした決定の認定判断は誤りであると主張する。
- (2) そこで、交差角を140度以上とすることの技術的意義について検討すると、本件明細書(甲6添付)には、特許請求の範囲【請求項1】に、「ガスケット本体部の長手方向直線シール部と通路孔側シール部との流体流路内側での交差角を140度以上」と記載され、【従来の技術】の欄に、「通常、プレート式熱交換器においては、伝熱面積収率(プレート伝熱面積/プレート素材面積)を向上させるにより、伝熱プレート(3)の枚数を減少させて製作コストの低減化を図らにいる。この伝熱面積収率を向上させるため、ガスケットの第1の従来例は、図6に示すように、上記2重シール部(10)を構成するガスケット本体部(6)の通路孔側シール部(8)を、通路孔ガスケット部(7)側に曲率中心を有する曲線形に形成すると共に、通路孔側シール部(8)と長手方向直線シール部(11)との

交差角を120度前後にしてある」(段落【0004】)と記載され、【発明が解決しようとする課題】の欄に、「上記伝熱プレート(3)の所定の流体通路孔(2)から流入した流体が伝熱面(1)上に分散し、あるいは流体が伝熱面(1)から流体通路孔(2)へ集合する場合、ガスケット本体部(6)の通路孔側シール部(8)と長手方向直線シール部(11)との交差部(12)の近傍部(16)においては、通路孔側シール部(8)の近傍においては、通路孔側シール部(8)と長手方向直線シール部(11)との流体流路内側での交差角が小さいため、流体の流体の流体が滞留したりする。このように流体の流れが悪くなり、あるいは流体が滞留したりする。このように流体の流れが悪いると、交差部(12)の近傍部(16)に表示では、が腐食して損傷するといる。又他の分野で使用される場合は、伝熱プレート(3)が腐食して損傷するといる。「段落【0006】)と記載されている。

いる」(段落【0006】)と記載されている。
他方、原告は、本件発明1の認識、交差角を140度義でのスケールの付着というするには、に及り変差角を140度義でのスケールの問題を対するというでというであるは、に及り変差角を140度表ででのスケールの問題に対するというでは、表別のでの表別の問題に対するによるでののでの表別の問題に対するというでは、表別のでは、表別

原告従業員A撮影の写真(甲10)には、プレート式熱交換器のプレートの交差部付近にスケールが付着している状態が撮影され、ガスケットの交差部ではスケールのようなものが付着した状態で残留しているのに対し、スケールの内側に沿って画定した輪郭線と縦のガスケット線の交差部では、スケールが付着していないように見えるが、交差部でスケールが付着しやすいことが自明のことであることは、上記1(2)のとおりである。

また、同人作成の平成15年4月28日付け「交差角部の臨界角度付近(140°前後)におけるスケール付着状況の確認試験結果」(甲12-1)によれば、交差角135度の場合を示す添付資料4-5~8及び交差第であって紐状シールパッキングが貼ってあった位置の外側の領域に、焦げた付着物のようなものが見していることが認められ、交差角125度の場合を示す添付資料4-2の写真では、短状シールパッキングの内側及びプレートの全面に付着した、活付資料4-2のプレート面と比較して、若干少ないように見えるが、、業用のプレート式熱交換器において流速の遅い部分でスケールが発生することは、当業者がよく認識していたことと認められる以上、交差角を大きくすれば、流れの抵抗が減少し、流速が速くなる結果、ガスケットにスケールが付着し難くなることは、上記1(2)に検討したところに照らし明らかであり、上記各写真に示される程度の相違は、当業者が予測可能なものにすぎない。

そして、上記 1 (2) で検討したように、本件発明 1 の一側縁部両端隅部タイプとは形式が異なるものの、相違点イに係る構成について、刊行物 1 記載のプレー

ト式熱交換器に、刊行物2、3(甲8、9)記載のガスケットの交差部の構造を適用すれば、当業者が容易に想到することができる以上、これを採用したことによる作用効果も、当業者が予測し得るものというべきである。

- 作用効果も、当業者が予測し得るものというべきである。 (3)以上によれば、「本件発明1についての効果は、前記交差角の数値について臨界的な意義があるわけではないから、上記刊行物1乃至3(注、甲7~9)に記載された構成から当業者が予測し得る程度のものである」(決定謄本10頁下から第2段落)とした決定の認定判断に誤りはなく、原告主張の取消事由2は理由がない。
- 3 取消事由3(本件発明2,3の進歩性の判断の誤り)について 上記のとおり、決定の本件発明1についての進歩性の判断に誤りはないから、その誤りを前提とする原告の取消事由3の主張は理由がない。

4 以上のとおり、原告主張の取消事由はいずれも理由がなく、他に決定を取り消すべき瑕疵は見当たらない。

よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとお り判決する。

東京高等裁判所知的財産第2部

裁判長裁判官	篠	原	勝	美
裁判官	岡	本		岳
裁判官	早	田	尚	貴